

平成28年12月16日（金曜日）

議事日程第4号

平成28年12月16日（金曜日）午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第190号から議案第192号まで 3件

第2. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第3. 委員長審査報告

第4. 議案第145号 由利本荘市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

第5. 議案第146号 由利本荘市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

第6. 議案第147号 由利本荘市民俗芸能伝承館条例の制定について

第7. 議案第153号 由利本荘市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案

第8. 議案第154号 由利本荘市由利高原鉄道株式会社に対する固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案

第9. 議案第155号 由利本荘市税条例の一部を改正する条例案

第10. 議案第156号 由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

第11. 議案第157号 由利本荘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

第12. 議案第158号 由利本荘市牧野管理条例の一部を改正する条例案

第13. 議案第159号 由利本荘市工場等立地促進条例の一部を改正する条例案

第14. 議案第160号 由利本荘市モデル木造施設条例の一部を改正する条例案

第15. 議案第161号 由利本荘市営スキー場条例の一部を改正する条例案

第16. 議案第162号 由利本荘市議会議員及び由利本荘市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

第17. 議案第163号 尾花沢第一排水区雨水管渠工事（第1工区）請負変更契約の締結について

第18. 議案第164号 矢島地区統合簡易水道整備工事請負変更契約の締結について

第19. 議案第165号 公の施設の指定管理者の指定について

第20. 議案第166号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

第21. 議案第168号 平成28年度由利本荘市一般会計補正予算（第10号）

第22. 議案第169号 平成28年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

第23. 議案第170号 平成28年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第24. 議案第172号 平成28年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第3号）

- 第25. 議案第173号 平成28年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算(第1号)
- 第26. 議案第175号 平成28年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第4号)
- 第27. 議案第177号 平成28年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)
- 第28. 議案第179号 平成28年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第29. 議案第181号 平成28年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 第30. 議案第183号 平成28年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第31. 議案第184号 平成28年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第2号)
- 第32. 議案第186号 平成28年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第4号)
- 第33. 議案第188号 平成28年度由利本荘市一般会計補正予算(第11号)
- 第34. 議案第189号 平成28年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 第35. 議案第190号 大内総合支所建設工事(建築主体)請負変更契約の締結について
- 第36. 議案第191号 27災第1号二級市道吉沢東由利原線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について
- 第37. 議案第192号 平成28年度由利本荘市一般会計補正予算(第12号)
- 第38. 陳情第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書提出についての陳情
- 第39. 陳情第10号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書提出についての陳情
- 第40. 陳情第11号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書提出についての陳情
- 第41. 陳情第12号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出についての陳情
- 第42. 陳情第13号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める意見書提出についての陳情
- 第43. 陳情第14号 高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書提出についての陳情
- 第44. 追加提出議員発案の説明並びに質疑
議員発案第4号及び議員発案第5号 2件
- 第45. 議員発案第4号 由利本荘市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
- 第46. 議員発案第5号 由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

第1から第46までは議事日程第4号のとおり

第47. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第3号及び委員会発案第4号 2件

第48. 委員会発案第3号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出について

第49. 委員会発案第4号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書の提出について

出席議員（25人）

1番 鈴木和夫	2番 村上亨	3番 伊藤岩夫
4番 今野英元	5番 佐々木隆一	6番 三浦晃
7番 梶原良平	8番 湊貴信	9番 渡部聖一
10番 伊藤順男	11番 高橋信雄	13番 吉田朋子
14番 高野吉孝	15番 渡部専一	16番 大関嘉一
17番 高橋和子	18番 長沼久利	19番 佐藤賢一
20番 土田与七郎	21番 三浦秀雄	22番 渡部功
23番 佐々木慶治	24番 佐藤讓司	25番 佐藤勇
26番 井島市太郎		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	小野一彦
副市長	阿部太津夫	教育長	佐々田亨三
企業管理者	藤原秀一	総務部長	原田正雄
企画調整部長	佐藤光昭	市民生活部長	村上祐一
健康福祉部長	太田晃	農林水産部長	遠藤晃
商工観光部長	真坂誠一	建設部長	佐々木肇
由利本荘まるごと 営業本部事務局長	松永豊	総合防災公園管理 運営準備事務局長	袴田範之
保育園民営化・ 地域資源を活用した 遊び推進事務局長	大場ひろみ	東由利総合支所長	佐藤博敦
西目総合支所長	釜台憲二	鳥海総合支所長	新田芳則
教育次長	大滝朗	消防長	島山操

議会事務局職員出席者

局	長	鈴木順孝	次	長	鎌田直人
書	記	小松和美	書	記	高橋清樹
書	記	古戸利幸	書	記	佐々木健児

午前10時00分 開 議

○議長（鈴木和夫君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。

このたび、議案並びに議員発案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事は日程第4号をもって進めます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第190号から議案第192号までの3件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、契約締結案件2件、補正予算1件の計3件であります。

初めに、契約締結案件についてであります。

議案第190号大内総合支所建設工事（建築主体）請負変更契約の締結についてですが、これは、大内総合支所建設工事において、掘削残土の埋め戻しを施工するに当たり、土質改良が必要であり、工事請負額が増額となることから、村岡・伊藤建友特定建設工事共同企業体と変更契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第191号27災第1号二級市道吉沢東由利原線道路災害復旧工事請負変更契約の締結についてであります。これは、平成26年3月に吉沢字御立山地内で発生した地すべりに対する道路災害復旧工事について、大型ブロック積み施工に伴い、背後土砂の崩落防止に係る仮設工の増工等により、工事請負額が増額となることから、奥山・村岡特定建設工事共同企業体と変更契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、補正予算についてであります。

議案第192号一般会計補正予算（第12号）であります。教育費において、児童学校生活サポート事業費を追加しようとするものであります。その財源として、繰越金を増額し、66万4,000円を追加し、補正後の予算総額を480億4,988万円にしようとするもの

であります。

以上が本定例会に追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第190号から議案192号までの3件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

.....
午前10時05分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第190号から議案第192号までの3件を一括議題として質疑を行います。ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（鈴木和夫君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休 憩

.....
午前11時01分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第3、これより、議案第145号から議案第147号まで、議案第153号から議案第166号まで、議案第168号から議案第170号まで、議案第172号、議案第173号、議案第175号、議案第177号、議案第179号、議案第181号、議案第183号、議案第184号、議案第186号及び議案第188号から議案第192号までの34件、並びに陳情第9号から陳情第14号までの6件の計40件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってから、これを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。16番大関嘉一君。

【総務常任委員長（大関嘉一君）登壇】

○総務常任委員長（大関嘉一君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託されました案件を除き、本日追加されました案件を含め、条例関係3件、補正予算4件、契約関係1件の合計8件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。議案第153号移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、大内滝若林基地局の整備に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第154号由利高原鉄道株式会社に対する固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、課税免除の適用期間を平成34年3月31日まで5年間延長するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第162号市議会議員及び市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用自動車の使用及びビラやポスターの作成に要する経費の公費負担分の限度額を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の条例改正につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算の案件であります。議案第168号一般会計補正予算（第10号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では15款、16款、18款から21款、歳出では1款、2款、9款並びに地方債の追加・変更であります。主な内容について御報告申し上げます。

歳入についてであります。15款県支出金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額、16款財産収入では、土地、分譲宅地及び物品売り払い収入の増額、18款繰入金では、地域雇用創出推進基金及び公共施設等維持補修基金の減額並びに石沢財産区会計繰入金の措置、19款繰越金では、歳出に係る一般財源分として前年度繰越金の増額、20款諸収入では、立木補償費の措置、21款市債では、消防庁舎建設事業債の増額であります。

次に、歳出についてであります。1款議会費では、無錫市訪問に係る旅費の措置、2款総務費では、職員人件費の補正、広報印刷費の増額、社会保障・税番号制度システムの改定に係る経費の措置、鳥海総合支所の修繕完了に伴う需用費の減額、市議会議員補欠選挙費の措置、9款消防費では、大内分署建設に係る用地購入費の措置が主なものであります。

また、地方債補正であります。旧鮎川小学校整備事業について追加するほか、防災公園整備事業費など11事業について起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第175号情報センター特別会計補正予算（第4号）であります。歳入では、電気通信使用料及び一般会計繰入金の減額並びに消費税還付金の増額であり、歳出では、S T B購入代金及び伝送路設備保守管理委託料の増額で、歳入歳出それぞれ425万円を増額し、補正後の予算総額を5億3,983万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第188号一般会計補正予算（第11号）であります。当常任委員会に審査委託になりましたのは、歳入では19款、歳出では2款であります。その内容について御報告申し上げます。

歳入であります。19款繰越金で、歳出に係る一般財源分として前年度繰越金の増額であり、歳出では、2款総務費で、人事異動に伴う人件費の減額であります。

以上、御報告申し上げました3件の一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。最後に、本日追加付託されました案件について御報告申し上げます。

議案第190号大内総合支所建設工事（建築主体）請負変更契約の締結についてであります。これは村岡・伊藤建友特定建設工事共同企業体代表者、村岡建設工業株式会社と3億564万円で契約締結している工事について、基礎工事完了後に埋め戻しを予定していた掘削土が軟弱な土質であり、固化材を混合して埋め戻す必要があるため、契約金額を211万1,400円増額し、3億775万1,400円に変更契約を締結しようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第192号一般会計補正予算（第12号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入19款繰越金で、これは歳出に係る一般財源分として前年度繰越金の増額であります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。8番湊貴信君。

【教育民生常任委員長（湊貴信君）登壇】

○教育民生常任委員長（湊貴信君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、本日追加されました案件を含め、条例関係6件、補正予算8件及び陳情6件の計20件であります。

審査結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係であります。

議案第145号地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてであります。これは、地域再生法に基づき、企業の地方拠点強化に係る固定資産について、取得後3年間段階的な不均一課税を実施することにより、本市の経済活性化、雇用機会の拡大を図るため、施行日を公布の日として、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第147号民俗芸能伝承館条例の制定についてであります。これは、鳥海地域に建設中の民俗芸能伝承館まい一れの設置に伴い、管理運営に関して必要な事項を定めるため、施行日を平成29年4月1日として、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第155号税条例の一部を改正する条例案及び議案第156号国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてであります。これらは、所得税法など関係法令等の一部改正に伴い、外国人等の特例適用利子等について分離課税を行い、総所得金額に含めるため、施行日を平成29年1月1日として、それぞれ条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第160号モデル木造施設条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、建設中の石沢地区多目的集会施設の設置に伴い、隣接するウッドィホール

こだまと一体的に管理運営を行うため、施行日を平成29年4月1日として、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に議案第161号市営スキー場条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、大平スキー場の施設使用料について、貸しスキー等を廃止するとともに、シーズン券を導入するため、施行日を平成29年1月1日として、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました6件の条例関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算であります。

初めに、議案第168号一般会計補正予算（第10号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款から15款、20款及び21款、歳出では2款から4款、7款及び10款並びに債務負担行為であります。

歳入12款分担金及び負担金では、事業実績見込みによる軽度生活援助事業利用者負担金及び母子生活支援施設入所者負担金の追加であります。

13款使用料及び手数料では、額確定による幼稚園保育料滞納繰越分の追加であります。

14款国庫支出金及び15款県支出金では、事業実績見込みによる障がい者自立支援給付費負担金及び子どものための教育・保育給付費負担金並びに臨時福祉給付金給付事業費補助金の追加のほか、西目中学校大規模改修事業の事業採択による学校施設環境改善交付金の追加が主なものであります。

20款諸収入では、事業実績見込みによる居宅介護予防サービス計画費収入及び後期高齢者健診助成金の追加が主なものであります。

21款市債では、旧鮎川小学校整備事業債、福祉医療拡大事業債及び西目中学校改修事業債の追加が主なものであります。

次に、歳出であります。人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

2款総務費では、1項総務管理費において、（仮称）おもちゃ美術館整備事業に係る旧鮎川小学校整備工事実施設計委託料及び国の補正による地籍調査委託料の追加が主なものであります。

3款民生費では、1項社会福祉費において、各特別会計への繰出金の追加及び減額のほか、事業費の確定や実績見込みによる臨時福祉給付金給付事業費、福祉医療支給事業費及び秋田県後期高齢者医療広域連合負担金の追加が主なものであります。

2項児童福祉費では、本荘地域の放課後児童対策事業費及び保育所入所措置事業費並びに母子生活支援施設入所措置見込み増によるひとり親家庭福祉事業費の追加、また、3項生活保護費では、平成27年度国庫負担等精算還付金の追加が主なものであります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、事業実績見込みによる高齢者健診事業費の追加、また、2項清掃費においては、ごみステーション設置費補助金の追加が主なものであります。

7款商工費では、消費者保護対策事業費における共済費及び賃金の追加であります。

10款教育費では、1項教育総務費において、スクールバス運行事業費の減額が主なものであります。

2項小学校費では、事業完了による学校施設整備事業費の減額並びに申請増による児

童就学援助事業費及び各小学校の維持補修費の追加、3項中学校費では、西目中学校大規模改修事業に係る学校施設整備事業費及び本荘北中学校の体育館照明交換に係る学校維持補修事業費の追加が主なものであります。

4項幼稚園費では、西目幼稚園運営費の追加、5項社会教育費では、西目公民館外壁等改修追加工事請負費及び民俗芸能伝承館竣工式に係る経費の追加が主なものであります。

6項保健体育費では、岩城地域の体育館に係る非常用照明設備及び遊泳館の送風機の修繕費の追加が主なものであります。

債務負担行為では、(仮称)おもちゃ美術館に係る地域おこし協力隊設置事業について、平成29年度から平成31年度までの期間、限度額3,124万5,000円として追加しようとするものであります。

次に、議案第169号国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。歳入では、交付額確定による療養給付費等交付金の減額、前期高齢者交付金の追加並びに一般会計繰入金及び前年度繰越金の追加であり、歳出では一般被保険者療養給付費、高額療養費の追加並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の減額が主なものであります。

歳入歳出それぞれ1億5,753万7,000円を追加し、総額を107億664万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第170号後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入では一般会計繰入金の追加、歳出では市内特別郵便料の改定に伴う一般管理費及び徴収費の追加であります。

歳入歳出それぞれ71万円を追加し、総額を7億6,110万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第172号診療所運営特別会計補正予算(第3号)についてであります。歳入では各診療所の診療収入、前年度繰越金及び有床診療所施設設備整備事業費補助金の追加、歳出では医薬材料費及び諸検査等委託料の追加が主なものであります。

歳入歳出それぞれ1,235万2,000円を追加し、総額を3億7,703万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第173号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入では前年度繰越金、歳出では薬剤師の勤務日数増による報償費の追加であります。

歳入歳出それぞれ9万円を追加し、総額を1,083万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第177号介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。歳入では一般会計繰入金の減額、歳出では介護システムリース料確定による東光苑一般管理費の減額のほか、職員人件費の補正が主なものであります。

歳入歳出それぞれ98万1,000円を減額し、総額を3億8,557万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第188号一般会計補正予算(第11号)についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、歳出では2款から4款であります。

歳入14款国庫支出金では、健康の駅ネットワークを活用した地域活性化事業採択による地方創生推進交付金の追加であります。

歳出2款総務費では、人事異動に伴う職員の人件費の補正であり、3款民生費では、子吉学童保育施設の修繕に要する経費の追加、4款衛生費では、地方創生推進交付金事業に係るインターバル速歩の普及に要する経費の追加が主なものであります。

続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

議案第192号一般会計補正予算（第12号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出10款教育費であります。これは、2項小学校費において、学校生活サポートの追加配置のための経費を追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。8件の各会計補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情について御報告申し上げます。

初めに、陳情第9号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書提出についての陳情であります。この陳情は、安全で安心な医療や介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものにし、医療提供体制を充実することについて、関係機関に対し意見書の提出を求めるものであります。

委員からは、医療従事者の勤務環境の改善は必要であり採択すべきとの意見があったほか、陳情の趣旨は認めるものの、雇用側と従事する側との関係の問題もあるとの意見もあり、採決の結果、趣旨採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第10号介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書提出についての陳情であります。この陳情は、人材確保、離職防止の実質的な対策及び安全で安心な介護体制の確立を実現させることについて、関係機関に対し意見書の提出を求めるものであります。

委員からは、介護従事者の勤務環境は大変厳しい状況にあるので採択すべきとの意見があった一方、介護従事者の処遇改善については理解するものの、現在の国の状況や介護制度の状況を勘案すると、陳情項目の2及び3については、まだ判断する状況ではないとの意見もあり、採決の結果、陳情項目の1については全会一致で採択すべき、陳情項目の2及び3については、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第11号地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書提出についての陳情であります。この陳情は、都道府県が策定する地域医療構想が地域の実情に応じた内容となるよう推定方式の抜本的な見直しを行うことについて、国に対し意見書の提出を求めるものであります。

委員からは、地域の医療体制そのものを壊しかねないものであるため採択すべきとの意見があった反面、地域医療構想は将来の人口数に応じた病床数を確保していくものであり、また病床数の削減が医療機関の経営基盤の不安定化や医療従事者の雇用機会の喪失に直結するものではないとの意見もあり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第12号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出についての陳情であります。この陳情は、介護保険制度の給付対象の縮小と利用者負担増の検討を中止し、制度を充実、改善させることについて、国に対し意見書の提出を求

めるものであります。

委員からは、サービスの削減、利用料の引き上げは進んでおり、採択すべきとの意見があった一方、介護従事者の処遇改善、確保対策については理解するものの、国の状況、相互扶助の観点から考慮すると、陳情項目の1、2及び4については財源等の課題があるとの意見もあり、採決の結果、陳情項目の3については全会一致で採択すべき、陳情項目の1、2及び4については、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第13号若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める意見書提出についての陳情であります。この陳情は、年金積立金の安定的な運用を図るため、運用基準の見直しをすることなどについて、国に対し意見書の提出を求めるものであります。

委員からは、現在の状態で運用し続けていくと、将来の高齢者の生活困窮が必至であり、採択すべきとの意見があった反面、財源のめどが立っていない以上、マクロ経済スライドなどは持続可能な年金制度を保つためにはやむを得ない、赤字ばかりが取り上げられているが、年金積立金の運用により黒字も計上されているとの意見もあり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第14号高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書提出についての陳情であります。この陳情は、高額療養費、後期高齢者の窓口負担などの患者負担増につながる見直しを中止し、現行制度を継続することについて、国に対し意見書の提出を求めるものであります。

委員からは、見直しにより患者の負担は大変なものになるので採択すべきとの意見があった反面、制度を持続させるためには世代間の負担の公平性を確保することが必要であるとの意見もあり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。26番井島市太郎君。

【産業経済常任委員長（井島市太郎君）登壇】

○産業経済常任委員長（井島市太郎君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

当委員会に審査付託になりました案件は、条例案4件、補正予算案3件及びその他1件の計8件であります。

審査結果については、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例案であります。

議案第146号農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農地面積等の基準により農業委員会の委員の定数を24人、新たに新設され、担当区域において担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の現場活動を行う農地利用最適化推進委員の定数を23人と規定するため、平成29年8月1日を施行期日として、新たに条例を制定しようとするものであります。

続いて、議案第157号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、農業委員会の委員の報酬を増額するとともに、農地利用最適化推進委員の報酬額を規定するため、平成29年8月1日を施行期日として、条例の一部を改正しようとするものであります。

続いて、議案第158号牧野管理条例の一部を改正する条例案は、鳥海畜産センター草地进行採草放牧地として使用するとともに、各牧野の使用実態に合わせた規定に変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

続いて、議案第159号工場等立地促進条例の一部を改正する条例案は、地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定に伴い、地方再生法施行規則で定める特定業務施設を規定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の条例案は、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第165号公の施設の指定管理者の指定については、来年3月末で指定期間が満了する鳥海そば等加工提供施設を初めとする鳥海地域の5施設について、平成29年4月から4年間、株式会社ほっといん鳥海を指定管理者として指定するため、地方自治法及び条例の規定により議会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、補正予算案であります。

議案第168号一般会計補正予算（第10号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入13、15、16、20及び21の各款、歳出5から7款であります。主な内容を御報告申し上げます。

歳入13款使用料及び手数料では、矢島家畜ふん尿処理施設における堆肥運搬費の追加、15款県支出金では、産地パワーアップ事業費を初めとする農業費補助金の追加、16款財産収入では、矢島家畜ふん尿処理施設における有機堆肥売り上げの追加であります。

20款諸収入では、送電線下の立ち木伐採による補償費の追加や雇用創造協議会貸付金元利収入の減額、21款市債では、県営経営体育成基盤整備負担金事業債を初めとする農業債の追加であります。

次に、歳出5款労働費では、事業費確定による雇用創造協議会への貸付金の減額であります。

6款農林水産業費では、秋田しんせい農業協同組合の花弁集出荷施設の建設に対して助成を行う産地パワーアップ事業費補助金のほか、多面的機能支払交付金や民有林造林促進事業費補助金の追加であります。

7款商工費では、秋田県の所有施設であるフォレスト鳥海の指定管理者である本市の第三セクター、株式会社フォレスト鳥海の支援のための運営費補助金の追加や地域おこし協力隊を活用した集出荷体制の確立を図る事業を中止したことに伴うまるごと売り込み事業費の減額であります。

議案第184号スキー場運営特別会計補正予算（第2号）は、歳入では一般会計繰入金金の追加、歳出では季節雇用職員の賃金の追加及び消費税納付額確定に伴う公課費の減額であります。

議案第188号一般会計補正予算（第11号）において、当委員会が審査いたしましたの

は、歳入14款、歳出2款及び7款であります。

歳入14款国庫支出金では、地方創生推進交付金の追加であります。

歳出2款総務費では、今年度の移住者目標を16組とし、移住創業希望者への専門家による出張相談や人材を必要としているものづくり企業への専門家派遣を行う地域産業を支える人材確保推進事業費を追加、7款商工費では、人事異動に伴う職員人件費の減額のほか、流通の専門知識を有する人材を外部から確保し、特産品の集出荷の整備を加速化する集出荷体制推進事業費の追加であります。

以上、御報告申し上げました3件の補正予算案は、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、議案第168号の審査において、委員より、株式会社フォレストア島の経営については、想定不可能な外的要因に伴う利用客の減少による影響が認められるものの、経営改善に向けた努力を期待するとの発言がありましたことを申し添えます。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。9番渡部聖一君。

【建設常任委員長（渡部聖一君）登壇】

○建設常任委員長（渡部聖一君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、本日追加提出されました案件を含め、契約関係3件、補正予算7件、その他1件の計11件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、契約締結の案件であります。

議案第163号尾花沢第一排水区雨水管渠工事（第1工区）請負変更契約の締結についてであります。これは、長田建設・木内組土建・堀井建設特定建設工事共同企業体と契約締結中の同工事について、仮設工法等の変更に伴い、工事請負額が増額となることから、契約金額を386万8,560円増額し、2億3,498万8,560円に変更契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第164号矢島地区統合簡易水道整備工事請負変更契約の締結についてであります。これは、山科建設株式会社・小坂工業株式会社特定建設工事共同企業体と契約締結中の同工事について、遠方監視設備のプログラム変更並びに残土処分地の変更などに伴い、工事請負額が増額となることから、契約金額を385万200円増額し、1億8,907万200円に変更契約を締結しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第166号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてであります。これは、簡易水道事業及び小規模水道施設事業の上水道への統合に伴い、同水道施設に係る指定管理者の指定の期間を1年短縮し、来年3月31日までに変更しようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、各会計の補正予算であります。人件費以外の主なものについて御報告申し

上げます。

初めに、議案第168号一般会計補正予算（第10号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款であります。

歳入において、14款国庫支出金では、交付額決定による社会資本整備総合交付金の減額、21款市債では、道路改良事業債及び除雪機械整備事業債の減額が主なものであります。

歳出において、4款衛生費、3項水道費では、小規模水道等事業費を追加しようとするものであります。

6款農林水産業費、1項農業費では、集落排水事業特別会計への繰出金を追加しようとするものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費では、社会資本整備総合交付金の交付額決定による橋梁点検事業費、除雪機械購入事業費及び道路改良事業費の減額のほか、街路灯修繕料の追加が主なものであります。

5項都市計画費では、下水道事業特別会計への繰出金の追加並びに公園施設長寿命化対策支援事業の交付額決定に伴う工事請負費及び街路交通調査費補助金の交付額決定に伴う委託料の減額が主なものであります。

6項住宅費では、公営住宅管理費における修繕料の追加並びに公営住宅改修事業費及び住宅リフォーム助成事業費の減額が主なものであります。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費では、山の地すべりにより損傷している鳥海地域市道水無線の真人橋について、その復旧を図るためのつけかえ道路設置工事費の追加が主なものであります。

次に、議案第179号下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

歳入では、事業費調整による下水道事業費補助金及び市債の追加のほか、一般会計繰入金及び繰越金を追加しようとするものであります。

歳出では、1款総務費において、処理施設の維持管理経費の追加が主なものであります。

2款事業費では、本荘地区事業費の尾花沢第一排水区雨水管渠工事費及び大内地区事業費の岩谷浄化センターの長寿命化計画策定業務委託費の追加が主なものであります。

4款公債費では、借入利率の確定による元金の追加及び利子の減額であります。

歳入歳出それぞれ1億9,035万6,000円を追加し、総額を30億7,111万9,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正では、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の起債限度額を増額変更しようとするものであります。

次に、議案第181号集落排水事業特別会計補正予算（第4号）であります。

歳入では、交付金額決定による農業集落排水事業費補助金及び下水道事業債の減額並びに一般会計繰入金及び繰越金を追加しようとするものであります。

歳出では、1款総務費において、各処理施設の維持管理経費の追加のほか、岩城地域高畑最終処分場通報装置修繕料の追加が主なものであります。

2款事業費では、交付金額決定による東由利地区事業費の設計業務委託料及び工事請

負費の減額が主なものであります。

3 款諸支出金では、確定申告に伴い、消費税を追加しようとするものであります。

4 款公債費では、借入利率の確定による元金の追加及び利子の減額であります。

5 款予備費では、予備費の追加であります。

歳入歳出それぞれ294万7,000円を減額し、総額を22億3,861万8,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正では、農業集落排水事業の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第183号簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

歳入では、交付金額決定による水道施設整備費補助金及び市債の減額並びに繰越金の追加であります。

歳出では、1 款総務費において、岩城新君ヶ野浄水場の逆洗ポンプ修繕料の追加並びに東由利田代黒淵地区農業集落排水事業に伴う工事請負費の減額が主なものであります。

2 款施設整備費では、東由利簡易水道事業整備事業の工事請負費の減額並びに大内第三簡易水道整備事業による岩谷浄水場受信系統工事請負費の追加であります。

歳入歳出それぞれ5,383万9,000円を減額し、総額を18億8,594万3,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正では、簡易水道事業の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第186号水道事業会計補正予算（第4号）であります。これは、鳥海地域市道水無線の真人橋災害復旧事業に係る導水管仮設工事に要する経費を追加しようとするものであります。

初めに、主要な建設改良事業であります。配水管布設工事の事業予定量を2,130万5,000円追加し、8億3,960万1,000円にしようとするものであります。

収益的収入では、水道事業収益の予定額を31万2,000円追加し、総額を18億5,395万円に、収益的支出では、水道事業費用の予定額を37万9,000円追加し、総額を16億4,752万4,000円にしようとするものであります。

資本的支出では、建設改良費として、予定額を2,165万6,000円追加し、総額を14億6,796万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第188号一般会計補正予算（第11号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出8 款土木費であります。

5 項都市計画費では、下水道事業特別会計への繰出金を追加しようとするものであります。

次に、議案第189号下水道事業特別会計補正予算（第5号）であります。歳入では一般会計繰入金金の追加、歳出では予備費の追加であります。

歳入歳出それぞれ210万円を追加し、総額を30億7,321万9,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました7 件の各会計補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、本日追加提出されました議案第191号27 災第1 号二級市道吉沢東由利原線道

路災害復旧工事請負変更契約の締結についてであります。これは、本年第2回定例会で議決され、奥山・村岡特定建設工事共同企業体と締結された変更契約を再度変更しようとするものであります。

変更する主な内容は、降雨による増破に伴う工事内容の一部変更により、工事請負額が増額となることから、契約金額を789万6,960円増額し、3億6,766万80円で変更契約を締結しようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、総合防災公園整備特別委員長の報告を求めます。24番佐藤譲司君。

【総合防災公園整備特別委員長（佐藤譲司君）登壇】

○総合防災公園整備特別委員長（佐藤譲司君） 総合防災公園整備特別委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当特別委員会に審査付託になりました案件は、一般会計補正予算1件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告を申し上げます。

議案第168号一般会計補正予算（第10号）であります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款と21款、継続費の変更では8款であります。

歳入についてであります。防災公園整備事業交付額の確定に伴う補正であり、14款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金を2,100万円減額し、21款市債では、防災公園整備事業債を1,130万円増額したものであります。

継続費の変更につきましては、屋根つきグラウンド整備事業費の再積算に伴い、8款土木費で4,670万円増額したものであります。

以上、御報告申し上げます。一般会計補正予算の当特別委員会付託分につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、総合防災公園整備特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休 憩

午後1時01分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思いま

すので、御了承願います。

○議長（鈴木和夫君） 日程第4、議案第145号地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第145号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第5、議案第146号農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 議案第146号由利本荘市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について反対の討論を申し述べます。

ことし4月に施行された改正農業委員会法は、委員公選制の廃止、任命制への移行のほか、法の目的から農民の地位の向上の削除、業務から意見の公表、建議の削減など、農業委員会の、農業者の民主的な機関という性格を骨抜きにするものでした。

農業委員会系統組織も公選制の維持を強く主張していましたが、今回の改正はそれを無視して強行したものであり、民主主義の重大な後退であります。

法改正は、農協法や農地法の改正と一体であり、TPP受け入れを前提とした国内体制づくりであり、家族中心の戦後農政を覆そうという安倍政権の方針であります。

安倍首相は、企業が世界で一番活躍しやすい国づくりを公言し、障害となる制度を岩盤と見立ててドリルで穴をあけると宣言し、農業分野の規制改革を矢継ぎ早に打ち出しました。

財界も農業、農村で新たなもうけの場を広げるために、農地規制や農業委員会の制度を邪魔者扱いにし、弱体化、解体につながる要求を繰り返してきたのでありますが、安倍内閣のもとで一層露骨になってきたのであります。

農業委員会、農地制度、農協などは、家族農業を基本とする戦後農政の中心に据えら

れてきた制度であり、それを時代が合わなくなったからといって解体しようとするもので、このままいけば、農村社会の崩壊につながることでありましょう。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第146号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第6、議案第147号民俗芸能伝承館条例の制定についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第147号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第7、議案第153号移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案及び日程第8、議案第154号由利高原鉄道株式会社に対する固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第153号及び議案第154号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第9、議案第155号税条例の一部を改正する条例案及び日程第10、議案第156号国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第155号及び議案第156号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第11、議案第157号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案から日程第13、議案第159号工場等立地促進条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第157号から議案第159号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第14、議案第160号モデル木造施設条例の一部を改正する条例案及び日程第15、議案第161号市営スキー場条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第160号及び議案第161号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第16、議案第162号議会議員及び市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第162号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第17、議案第163号尾花沢第一排水区雨水管渠工事（第1工区）請負変更契約の締結について及び日程第18、議案第164号矢島地区統合簡易水道整備工事請負変更契約の締結についての2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第163号及び議案第164号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第19、議案第165号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第165号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第20、議案第166号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第166号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第21、議案第168号一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第168号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第22、議案第169号国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第25、議案第173号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第169号、議案第170号、議案第172号及び議案第173号の4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第26、議案第175号情報センター特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第175号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第27、議案第177号介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第177号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第28、議案第179号下水道事業特別会計補正予算（第4号）から日程第30、議案第183号簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第179号、議案第181号及び議案第183号の3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第31、議案第184号スキー場運営特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第184号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第32、議案第186号水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第186号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第33、議案第188号一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第188号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第34、議案第189号下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第189号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第35、議案第190号大内総合支所建設工事（建築主体）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、10番伊藤順男君の退席を求めます。

【10番（伊藤順男君）退席】

○議長（鈴木和夫君） 総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第190号は、原案のとおり可決されました。

ここで、先ほど除斥されました議員の除斥を解きます。

【10番（伊藤順男君）復席】

○議長（鈴木和夫君） 日程第36、議案第191号27災第1号二級市道吉沢東由利原線道路災害復旧工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第191号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第37、議案第192号一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

総務、教育民生両常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第192号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第38、陳情第9号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、これを趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立全員であります。よって陳情第9号は、趣旨採択することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第39、陳情第10号介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、一部採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、これを一部採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立全員であります。よって陳情第10号は、一部採択することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第40、陳情第11号地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。4番今野英元君。

【4番（今野英元君）登壇】

○4番（今野英元君） 陳情第11号の地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書提出についての陳情について、採択すべしとの立場から討論したいと思います。

なぜこういう陳情書が出てきたかということですが、平成26年6月25日に、一本の法律が公布されています。これ長いんですけども、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、医療介護総合法と俗に

呼ばれております。

この法律がなぜ出てきたのか、1つは2025年問題、私たちが75歳になっても持続可能な社会保障制度の確立を図ると国は言っているんです。

もう一つ、そのために地域医療構想、地域包括ケアシステムを構築して、地域での医療や介護の総合的な確保を推進する。これが、国が言っている、この法律ができた背景であります。

政府は医療への国の財政負担を極力増さないようにする仕組みづくりの一環として、多方面から進めると言っているんです。

この地域医療構想は、その具体的な一つの例であります。これから2018年の診療報酬や介護報酬の同時改定に焦点が合わされて、全国的に各県で策定されているところがあります。

秋田県でも、地域医療構想について、こう言っているんです。地域の実情に応じて、限られた医療・介護資源を有効に活用して、将来の医療提供体制を構築していくために、医療ニーズの動向を踏まえた構想を策定するとしています。

しかし、医療介護総合法における地域医療構想は、次の2つの柱からなっております。2025年を目標年度として、医療費削減のために地域の病床、ベッド数を削減するというものが一つ。

これ非常に具体的でありますけれども、秋田県の2025年の必要病床数、ベッド数は急性期病床を中心に1万1,277床あるものを2,134床削減して9,143床にするというものなんです。

地方では2割ぐらいを削減する、都市部では3割を削減するというのが国の方針であります。

由利本荘・にかほ市のこの医療地域において1,458床、ベッドあるんですが、この1,458床を309床削減して、1,149床にするというものであります。

しかし、これ注目すべきは、由利本荘とにかほ市の急性期のベッド数は726床を352床削減して374床にする、半減するということでもあります。

各地域で、この急性期のベッド数が半分以上削減されています。大館、北秋田、能代、秋田、大仙、横手、各市で半減かそれ以上削減されています。

秋田県では将来必要とされる医療機能を把握するためとして、病床の削減を要請するものではないとしています。しかし、必要量を超えたベッド数がある場合、知事が病院の名前を公表することができる。補助金の対象から除外することができる。地域医療支援病院などの指定の取り消しをすることができる。ペナルティを課すことができる非常に強い権限があるんです。

この構想、病床の削減に対して、特に市営で病院経営をしている、市民病院を抱えている市長からは構想の必要ベッド数では病院経営が成り立っていないという声が出ているんです。

先ほどの教育民生常任委員会の委員長報告の中でこういった討論が行われたと出ています。病床数の削減が医療機関の経営基盤の不安定化や医療従事者の雇用機会の創出に直結するものではないという意見があって、採択の結果、賛成少数で不採択になったと出ていますけれども、実際に病院経営を抱えている自治体の市長がこれでは経営が成り

立っていかないという将来不安を抱えているということです。

そして、第二の柱が地域包括ケアシステムであります。これは、病院からベッド数が削減されることによって、病院から早期に退院させられて、介護施設に入れない患者に対して在宅でぎりぎりまで生活をさせる、俗に言う在宅みとりという政策であります。

政府の構想では、全国1,740の市町村において、30分以内で医療と介護と保健と福祉、住まいが提供されるネットワークをつくると言っているんです。

首都圏や都市部でこういうことは可能かもしれませんが、我が由利本荘市や秋田県の実情において、このような30分以内の構想が果たして可能なかどうか、大変疑問に思うところであります。

具体的に言うならば、往診を行う医者が確保できるのか、24時間体制の看護体制、在宅の医療と介護の連携が可能なのかということであります。

由利本荘医師会の見解では、これに対してはナラティブブックで一定の地域はカバーできるとしているんです。由利本荘・にかほ市の医療圏域の中で、政府が言っている地域包括ケアシステムの構想、つまり30分以内の医療、介護、看護、保健、福祉の構想が成立するとはとても思えません。

つまり、なぜこういう法律ができてベッド数を削減するかということは、国は今後、財政難ということをも盾にとって、国民の健康医療に関しては県に全て丸投げして、責任は持ちませんよということなんであります。

秋田県がことし6月から7月にかけて、県内18歳から60歳までの4,000人を対象にした2016年の県民意識調査を行っておりますけれども、その中で医療提供体制の充実に対して十分果たされていると答えた人は14%しかいないんです。31.6%が全く不十分という回答をしております。高齢者や障害者の支援に対しては、十分支援されていると答えた方は13.8%、全く不十分であると答えた方が37.9%に及んでいます。

つまり、こういう地域医療を全く無視して、国が県に対してベッド数の削減をする、そして地域の事情を全く考慮しないやり方というのは、これまさに医療の崩壊につながっていくことは間違いのないことであります。

どうぞこの陳情、採択されますよう演壇から訴えまして、私の討論といたします。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立少数であります。よって陳情第11号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第41、陳情第12号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、一部採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、これを一部採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立全員であります。よって陳情第12号は、一部採択することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第42、陳情第13号若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 陳情第13号若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める意見書提出についての陳情、採択すべきとの立場から討論いたします。

14日、際限のない年金削減の仕組みを導入する年金カット法案が自民、公明、維新により参議院で強行されました。マスコミの世論調査でも反対が多数に上る中、全世代の暮らしに直結する法案を強引に押し通した自民、公明、維新の責任は重大であります。

物価が上がっても賃金がマイナスの場合、年金はマイナス改定となり、物価と賃金がともにマイナスで賃金の下げ幅のほうが大きい場合は、賃金に合わせてカットされます。ひたすら低いほうに合わせて年金を引き下げるものにほかなりません。

さらに導入されるキャリアオーバーは、マクロ経済スライドが予定どおり実施できなくとも、その分を繰り越し、物価、賃金が上がったときにまとめて引くことができるようになり、年金の実質目減りを拡大し、最低保障機能を突き崩す大改悪であります。

老後の収入の支えとなる公的年金が目減りし続けることに、多くの国民が不安を募らせ、秋田魁新報などが加盟する共同通信、日経やNHKの調査でも反対が6割と多くの国民が法案に対する疑問を拭えないままであることを示しています。

年金は高齢者世帯の年収の7割を占め、それだけで暮らす世帯は6割近くにも及ぶなど、高齢者の生活を支える重要な収入となっており、高齢化率32.6%、全国一の秋田県は県民所得比の16%にもなります。

高齢者の個人消費が落ち込んで、内需不振による景気低迷をもたらし、賃金の低落を

招き、年金の保険料収入にも影響を与え、こうしたことは悪循環の引き金にもなること
でしょう。本市でも、もちろん例外ではありません。

また、年金積立金の株式運用を拡大し、その結果、2年にわたり、10兆5,000億円以
上の運用損をもたらしたのであります。運用損が続いた場合、将来の年金額の減額や現
役の保険料の引き上げにもつながり、危険な株などに運用させるべきではありません。

若い人も高齢者も安心できる年金制度改善にしていかなければならないのは当然のこ
とであります。年金カット法は、本市含め地域経済に大きな打撃となることでしょう。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものと
しておりますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。
本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立少数であります。よって陳情第13号は、不採択とすることに
決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第43、陳情第14号高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直
しに当たり、現行制度の継続を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 陳情第14号高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しに当た
り、現行制度の継続を求める意見書提出についての陳情、採択すべきとの討論をいたし
ます。

政府の社会保障審議会医療保険部会で8日了承された医療制度の見直し案は、下流老
人と言われるほど深刻な高齢者の貧困化に拍車をかけるものであります。

70歳以上の自己負担の引き上げや75歳以上の保険料の特例軽減の廃止、これについ
ては昨年3月議会での私の一般質問で、由利本荘市民の負担が3倍から5倍、あるいは10
倍になるとの答弁でありました。

そういう人も本市では9,200人、1億1,000万円の負担増になるとの試算が出ていると
ころであります。

高齢者を狙い撃ちにした負担増であり、75歳以上で年金収入が85万円以下の人は4割
を超えています。負担増が受診抑制を招き、重症化でかえって医療費がふえることは明
白であります。

政府は世代間の公平化の名で正当化していますが、最終案では今後、現役世代に対す

る入院居住費の導入やかかりつけ医以外を受診した際の追加負担を検討することが盛り込まれました。結局は老いも若きにも負担増を迫り、高いほうに合わせる御都合主義でしかありません。大もとには医療崩壊を引き起こした旧小泉政権を上回る社会保障の削減路線があります。毎年5,000億円の自然増加分を削る方針に基づき、来年度予算で1,400億円を削る狙いがあるからであります。

しかし、見直し案には与党からでさえ負担増は影響が大き過ぎる。現状維持にすべきだと意見が噴出し、厚労省は与党との議論を踏まえ、来年度予算編成を行うと述べ、早くも見直しに追い込まれており、国民との矛盾は避けられません。

貧困を拡大する負担増はきっぱり撤回し、公的医療保障の再生、拡充に転換することこそ求められているのではありませんか。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしておりますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立少数であります。よって陳情第14号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第44、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第4号議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について及び議員発案第5号議会議員政治倫理条例の一部改正についてを一括上程し、提案者の説明を求めます。10番伊藤順男君。

【10番（伊藤順男君）登壇】

○10番（伊藤順男君） 本日追加提出いたしました議員発案第4号、同じく第5号について御説明いたします。

議員発案第4号は、議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてであります。政務活動費は、議員の調査研究等の活動に資する経費の一部として、会派または議員に1人当たり月額1万円が交付されているものであります。このたびの改正は、昨今、全国の地方自治体議会において政務活動費の不適切な支出が報道されている現状を踏まえ、市民に開かれた議会運営に努めるとした本市議会の基本条例、第2条の活動原則に鑑み、政務活動費の使途について一層の透明性を高めるものであります。

主な改正内容は、領収書等の処理保管義務を規定するほか、閲覧に必要な手続の簡素化、また、政務活動費使途の公開に関する事項については積極的に情報を公開する観点から、別に要綱を定めるとしたものであります。

続いて、議員発案第5号であります。これは、議会議員政治倫理条例第11条関連の一部改正についてであり、関係私企業の届け出義務に関する規定を改めるとともに、それらに伴う条文の整理が主なものであります。

本市議会では、議長からの諮問により、議会に係るさまざまな課題解決に資するため、平成26年4月に議会改革検討委員会を立ち上げ、地域の社会的、経済的環境等を踏まえた政治倫理条例についての見直し等、協議を重ねてきたところであり、その答申があったものであります。

答申内容は、議会、本人または親族が実質的に経営に携わっている企業において、全ての役員が直接取引や契約にかかわっているわけではないことから、農協、漁協、森林組合、社協、商工会などの各種団体の役員で日常的に直接経営に携わっておらず、代表権のない役員を除くことが望ましいとしたところであります。

この答申を受け、主な改正内容としては、議員本人または親族が実質的に経営に携わっている企業の届け義務に関し、地域の実情に応じ、答申のあった各種団体の非常勤であり、また、経営権のない役員を除くとしたものであります。

なお、各種団体については、別に定める規則で規定するものであります。

以上、2つの議員発案について議員各位の御賛同をお願いし、提案説明といたします。以上であります。

○議長（鈴木和夫君） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第4号及び議員発案第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議員発案第4号及び議員発案第5号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第4号及び議員発案第5号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第4号及び議員発案第5号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第45、議員発案第4号議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第46、議員発案第5号議会議員政治倫理条例の一部改正についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第5号は、原案のとおり可決されました。

この際、議決結果に基づく案件追加を協議するための議会運営委員会開催のため、暫

時休憩いたします。

午後 1時53分 休 憩

午後 2時01分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど一部採択されました陳情に係る、委員会発案第3号及び委員会発案第4号を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付しております委員会発案第3号及び委員会発案第4号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第47、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第3号及び委員会発案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員会発案第3号及び委員会発案第4号は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第3号及び委員会発案第4号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第3号及び委員会発案第4号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第48、委員会発案第3号介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第49、委員会発案第4号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第4号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、

その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

去る12月1日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成28年第4回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2時04分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 鈴木 和 夫

議 員 三 浦 秀 雄

議 員 渡 部 功